

## 令和5年度第1回札幌市子ども・子育て会議 委員からの意見への後日回答

### 議事(3) 第4次さっぽろ子ども未来プラン令和4年度の実施状況報告

資料 番号	質問・意見	札幌市の考え方
資料4-1、4-2	<p>①いじめ対策・自殺予防事業について、ここで書かれているアンケート調査について、学校に対し具体的にどのように報告し、どのような指導をしているのか。(いじめ防止基本方針やいじめ対策組織とどのように連携をして学校に指示をしているのか)</p> <p>②アンケート調査の中身によっては、いじめの内容について具体的にでてきている可能性もあるが、そのような場合は、学校にどのように指導をしているのか。(いじめ対策組織でどのような検討をしてどのような指導をしたのか)</p> <p>③いじめ対策組織の中で、場合によっては不登校につながるような重大な事態だという事で実際に動くことがあったのかどうか。</p> <p>④①～③のことについて、追跡調査をしているのかどうか。</p> <p>⑤各学校のいじめ防止基本方針やいじめ対策組織を動かすのは現場の先生であり、それを動かすように指導するのが教育委員会の役割だと考えている。それについて、具体的に何かやっていることがあるのか、また、教育委員会としてはどのように考えているのかを教えてください。</p>	<p>①アンケート調査については、全市共通の様式を用いた子ども向けアンケートと、学校が認知したいじめの対応状況等で構成しています。各学校では、子ども向けアンケートの回答を踏まえ、原則全ての子どもと面談を行い、悩みや不安の解消に向けた取組を行っています。教育委員会では、各学校のアンケート調査の結果を集約して分析や考察を行い、その結果を学校にフィードバックして学校の取組の改善に生かしています。</p> <p>②各学校がアンケートからいじめの疑いを把握した場合には、学校のいじめ防止基本方針に則り、学校いじめ対策組織を機能させて、事実確認、対応方針の検討を行い、関係児童生徒の保護者とも連携しながら、組織的にいじめの解消にあたっています。</p> <p>③子どもの欠席の背景にいじめの疑いがある場合には、学校のいじめ防止基本方針に則った対応を進めることにより、連続した欠席につながらないように努めています。</p> <p>④各学校が認知したいじめの対応状況については、教育委員会が定期的に報告を受けています。また、定期の報告機会以外にも、必要に応じて対応状況を確認し、学校の取組に対して指導・助言を行っています。</p> <p>⑤いじめ防止対策推進法に基づく、未然防止、早期発見、対処の取組を徹底することが重要であると考えています。そのため、年度当初に各学校においていじめ防止基本方針の再確認と、法で定めるいじめの定義や組織的な対応について理解を深めるための研修の実施を促しています。また、令和5年度は、生徒指導に係る教員対象の研修の機会において、学校のいじめ防止基本方針の見直しと改善の要点について説明を行うとともに、いじめを早期に発見し、深刻化させないための取組に関する講演等を実施しました。更に、学校の管理職を対象とする研修機会において、学校いじめ対策組織の機能向上と法に基づく対応を徹底することの重要性等について伝えるとともに、その内容に基づく各学校におけるいじめ対応の研修を実施するなど、いじめ対策の強化に努めているところです。</p>